

位置図

別紙

ユーコーラッキー長崎
駅前通路エレベーター
(長崎市大黒町)



凡	例
高速自動車国道	———
一般国道(高速)	———
一般国道(一般)	———
主要地方道・一般県道	———
普通道	———
一般市道	———
市道	———
町道	———
村道	———
都市計画区域	———
区域整備区	———
境界	———
河川	———
海岸線	———



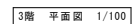
別図（平面図）



2階 平面図 1/100



1階 平面図 1/100



ユーコーラッキー長崎駅前通路エレベーター管理業務委託 業務仕様書

第1条 適用

本仕様書は、ユーコーラッキー長崎駅前通路エレベーター管理業務委託（以下「本業務」）に適用する。

第2条 業務の目的

本業務は、一般歩行者のバリアフリー化のために使用する、ユーコーラッキー長崎駅前通路エレベーター（所在：長崎市大黒町）のエレベーターにおいて、出入口の施錠開錠及び巡回を行うものとする。

第3条 業務項目

業務項目は以下のとおりとする。

1. 業務計画

業務全体の計画を行い、業務計画書として取り纏める。

2. 開錠施錠及び巡回

エレベーターの1階及び2階（別紙参照）において、毎日午前1時に施錠・午前5時に開錠を行う。その際、巡回（目視確認及びゴミくず撤去の軽作業）も併せて行う。

上記業務の1サイクルを1回とし、業務時間は1時間/日を想定している。

期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日までとする。

3. 日報整理

日報を作成し整理及び取り纏めを行う。

4. 報告書作成

以上の成果を報告書に取り纏める。また、長崎県が指示する事項があるときは、これについても報告書を作成するものとする。

第4条 秘密の保持

受託者は、業務の履行上知りえた内容を他に漏らしてはならない。また、「本業務」で得られた資料及び成果を長崎県の許可なく外部に貸与並びに使用させてはならない。

第5条 安全管理

本業務の実施にあたり、受託者はエレベーター利用者に対する安全管理に努めるものとする。

第6条 対応

業務実施中、エレベーター利用者より苦情等があった場合には、受託者において丁寧に対応するものとし、その結果を長崎県に報告するものとする。

第7条 打合せ協議

本業務の実施に伴う打合せ協議は、業務着手時、中間時1回、業務完了時の計3回とする。

第8条 成果品

成果品は、次のとおりとする。

- ・日報報告書（A4版）

1部

第9条 その他特記事項

1. 受託者は、長崎県の指示に従って本業務を実施するものとする。
2. 受託者は、業務の全部または一部を再委託してはならない。ただし、書面により長崎県の承諾を得た場合はこの限りではない。
3. 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等の際しては、協力すること。
4. 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。